

事 務 連 絡
平成31年4月23日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室

サービス管理責任者等研修の見直しに関するQ & A等について

平素より障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修の実施については、「サービス管理責任者研修事業の実施について」の改正について（平成31年3月29日障発0329第19号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）等において、改正の内容についてお示したところですが、今般の改正に関して、自治体等から寄せられた質問に対する回答を別紙1のとおり取りまとめましたので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。なお、改正についてのお問合せは、障害保健福祉関係自治体ヘルプデスク質問票によりご提出ください。

また、上記通知について、別紙2のとおり訂正いたしますので、御了知の上、遺漏なきようお願いいたします。

サービス管理責任者等研修の見直しに関する Q & A

1. 実践研修について

(実践研修受講に必要な要件)

問 1 基礎研修修了後、実践研修受講に必要な通算 2 年間以上の業務とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）が行う個別支援計画の原案作成に係る業務に限られるのか。

(答)

基礎研修修了者は、今後サービス管理責任者等の業務を担うことが予定されることから、実践研修受講に当たって必要な実務経験は、主として個別支援計画の原案作成等に係る業務を担うことを想定しているが、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号。以下「サービス管理責任者資格要件告示」という。）」及び「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号。以下「児童発達支援管理責任者資格要件告示」という。）」（以下これらを「告示」という。）において、「相談支援の業務又は直接支援の業務」としており、必ずしも個別支援計画の原案作成等の業務のみに限られるものではない（サービス管理責任者資格要件告示第 1 号イの（２）の（二）の a 及び児童発達支援管理責任者資格要件告示第 2 号のロの（１）参照）。

2. 研修分野統合について

(サービス管理責任者等の要件)

問 2 従来のサービス管理責任者研修の各分野（介護、地域生活（身体）、地域生活（知的・精神）及び就労の各分野をいう。以下同じ。）及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一することだが、サービス管理責任者が児童発達支援管理責任者にもなれるということか。

(答)

サービス管理責任者等の要件については、それぞれの告示において、①実務経験者であること及び②研修修了者であることを規定している。

平成 31 年 3 月 29 日付障発 0329 第 19 号による改正後のサービス管理責任者研修事業実施要綱において、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修カリキュラムは共通の内容としているため、②の要件は統一される。一方、①の要件については、これまでと同様、それぞれの要件が必要になる。なお、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の双方に係る①の要件を満たす者が

②の要件を満たした場合、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の業務に従事することが可能となる。

(研修の実施方法)

問3 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築するという今回の研修の見直しの趣旨を踏まえれば、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の両研修を同一の日程で行う方が望ましいと考えるが、いかがか。

(答)

お見込みのとおり。

ただし、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者については根拠となる法律（障害者総合支援法及び児童福祉法）が異なることから、修了証書及び修了者名簿については、それぞれ分けて管理するよう留意されたい。

3. 経過措置等について

(更新研修の受講)

問4 改正前の告示に定めるサービス管理責任者等の研修を修了している者は、5年ごとに更新研修を受講する必要があるが、その起算点はいつか。

(答)

起算点は、平成35年度までの間に更新研修の修了者となった日の属する年度の翌年度となる。

平成31年厚生労働省告示第109号及び第110号による改正前の告示に定めるサービス管理責任者等の研修を平成30年度までに修了している者については、平成35年度までの間に更新研修を受講することになる。また、2回目以降の更新研修は、1回目の更新研修の修了者となった日の属する年度の翌年度を初年度として5年度ごとに修了する必要がある（サービス管理責任者資格要件告示第1号ロ及び児童発達支援管理責任者資格要件告示第3号参照）。

なお、平成35年度に受講者が集中することを防ぐため、計画的な更新研修の受講が可能となるよう配慮いただきたい（平成31年3月7日全国障害保健福祉関係主管課長会議資料参照）。

(改正前の告示に基づく研修修了者)

問5 改正前の告示に定めるサービス管理責任者研修を修了済みでサービス管理責任者として必要な実務要件を満たしている者は、サービス管理責任者に係る各分野のサービスに従事することが可能であるか。

(答)

お見込みのとおり。

告示上、平成36年3月31日までの間は、サービス管理責任者等として「現に従事しているものとみなす」と規定している。サービス管理責任者資格要件告示

第1号ロ及び児童発達支援管理責任者資格要件告示第3号参照。)

従って、サービス管理責任者として従事するために必要な改正後の告示に基づく研修修了要件を満たした者であることとみなされ、サービス管理責任者に係る各分野の業務に従事することが可能であるほか、1回目の更新研修を受講する要件を満たすこととなる。

また、サービス管理責任者研修事業実施要綱において、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修カリキュラムは共通の内容としているため、上記の者が児童発達支援管理責任者として必要な実務要件も満たしている場合は、児童発達支援管理責任者の業務にも従事することが可能である。同様に、改正前の告示に定める児童発達支援管理責任者研修を修了済みでサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として必要な実務要件を満たしている者は、サービス管理責任者の業務にも従事することが可能である。

(直接支援業務の考え方について)

問6 改正後のサービス管理責任者資格要件告示第一号イの(1)の(二)に定める「直接支援の業務」については、「その訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導その他職業訓練又は職業教育に係る業務」のみに限定され、入浴、排せつ等の業務は含まれないのか。

(答)

「直接支援の業務」とは、従前通り、入浴、排せつ等の業務が直接支援の業務に含まれるものであり、研修受講者の募集に当たっては留意されたい。

なお、改正後の告示においても「直接支援の業務」の考え方の変更は行っていないが、改正後のサービス管理責任者資格要件告示イの(1)の(二)では、「その訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導その他職業訓練又は職業教育に係る業務」に限定されることとなってしまうため、現在、官報の訂正手続を行っており、従前の規定に戻すことを予定している。

<参考：訂正後の告示(案)>

訂正後の内容(第1号イの(1)の(二)) (正しい規定)	訂正前の内容(第1号イの(1)の(二)) (誤った規定)
…入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う 業務又は 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う 業務 その他 職業訓練又は職業教育に係る 業務 (以下「直接支援の業務」という。)に従事した期間	…入浴、排せつ、食事その他の介護を行った 期間 、その者及びその介護者に対して介護に関する指導又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行った 期間 並びに その訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導その他職業訓練又は職業教育に係る業務(以下「直接支援の業務」という。)に従事した 期間

「サービス管理責任者研修事業の実施について」の改正について（平成 31 年 3 月 29 日障発 0329 第 19 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の訂正について（正誤表）

（修正点は下線部）

正	誤
3 サービス管理責任者研修 （１）及び（２）略 （３）サービス管理責任者更新研修 ① 研修対象者 ア サービス管理責任者実践研修を修了後、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者若しくは管理者として従事している者又は<u>指定一般相談支援事業所若しくは指定特定相談支援事業所</u> _____において相談支援専門員として従事している者で、指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの イ 略 ② 略 4 児童発達支援管理責任者研修 （１）児童発達支援管理責任者基礎研修 ① 研修対象者 指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所（以下「指定障害児入所施設等」という。）において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有するもの	3 サービス管理責任者研修 （１）及び（２）略 （３）サービス管理責任者更新研修 ① 研修対象者 ア サービス管理責任者実践研修を修了後、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者若しくは管理者として従事している者又は<u>指定地域相談支援事業所、_____指定特定相談支援事業所若しくは指定障害児相談支援事業所（以下「地域相談支援事業所等」という。）</u>において相談支援専門員として従事している者で、指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの イ 略 ② 略 4 児童発達支援管理責任者研修 （１）児童発達支援管理責任者基礎研修 ① 研修対象者 指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所（以下「指定障害児入所施設等」という。）において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有するもの

業務	実務経験年数
(略)	
国家資格等による業務に通算 <u>5年</u> 以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	1年

② 略

(2) 略

(3) 児童発達支援管理責任者更新研修

① 研修対象者

ア 児童発達支援管理責任者実践研修を修了後、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者若しくは管理者として従事している者又は指定障害児相談支援事業所において相談支援専門員として従事している者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの

イ 略

② 略

業務	実務経験年数
(略)	
国家資格等による業務に通算 <u>3年</u> 以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	1年

② 略

(2) 略

(3) 児童発達支援管理責任者更新研修

① 研修対象者

ア 児童発達支援管理責任者実践研修を修了後、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者若しくは管理者として従事している者又は地域相談支援事業所等において相談支援専門員として従事している者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの

イ 略

② 略